

被保険者各位

静岡県農業団体健康保険組合

あんま・マッサージ・指圧、はり・きゅう（あはき）にかかる療養費の申請方法について

日頃は当組合の事業にご理解・ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、あん摩・マッサージ・指圧師及びはり師、きゅう師（以下、「施術者」と言う）の施術に係る療養費について、厚生労働省からの通達により、現在当組合が行っている「代理受領払い」を「償還払い」に変更することとなりました。

この変更に伴い、令和元年9月施術分から「あはき」にかかる療養費につきましては、これまで当該施術所より当組合に申請いただいておりますが、今後は被保険者より申請をしていただくよう取り扱いが変更になります。（被扶養者が施術を受けた場合も申請者は被保険者となります）

代理受領払い…患者が施術所に自己負担分（3割）を支払い、施術所が療養費（7割分）を保険者（健保組合）に請求する。

償還払い……患者が施術所に一旦全額を支払い、患者が療養費（7割分）を保険者（健保組合）に請求する。

## 記

### 1. 変更内容

令和元年9月施術分より、**償還払い**での支払い方法となります。

（窓口で施術料の全額を支払った後、被保険者が健保組合に療養費の申請を行う方法）

なお、現在受療している施術者へ『令和元年9月施術分より加入している健保組合が償還払いの支払い方法になった』という旨をお知らせください。

### 2. 申請方法

- ①施術料の全額を施術所窓口で支払い「領収書」を受け取ります。
- ②施術者等に施術内容等の証明を受けます。（療養費支給申請書内に記載）
- ③別紙の書類を揃え、当健保組合にご提出ください。

### 3. 注意事項

- ①暦月ごとに申請してください
- ②療養費支給申請書及び添付書類（医師の施術同意書等）は平成30年6月20日付け保医発0620第1号に基づくものをご使用頂きますようお願い申し上げます
- ③医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります
- ④令和元年9月施術分以降、施術者等からの申請があったものは、委任した被保険者へ申請書を返却させていただきます。お手数ですが、償還払い（領収書（原本）等の添付）の手続きにより再申請をしてください
- ⑤申請書類等の取得や申請方法の詳しい内容などは、当健保組合ホームページをご確認ください

## あはき療養費支給申請に必要な書類等

### □『療養費支給申請書』

「はり、きゅう用」または「あん摩・マッサージ・指圧用」の該当するものに記入します。「施術内容欄・施術証明欄は施術者」、「それ以外の項目は申請者(被保険者)」が記入をします。なお、当組合は申請者(被保険者)が事前に登録している口座以外に給付金を支払いませんので委任欄は記入しないでください。

### □『領収書(原本)』

全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印があるかご確認ください。

### □『医師の施術同意書(原本)』

初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

### □『施術報告書(写し)』(平成30年10月施術分より)

施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

### □『往療状況確認書』

往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

※領収書以外の用紙は当健保組合ホームページからダウンロードできますのでご活用ください。

～お問い合わせ先～

静岡県農業団体健康保険組合

業務部 業務課

TEL:054-282-1416 FAX:054-282-1438

E-mail somu@kenpo.ja-shizuoka.or.jp